２　中小企業支援事業広報用文案

|  |
| --- |
| 業務改善助成金のご案内  **事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。**  **助成対象の事業場は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間額・時間換算額）が952円から1,034円未満の中小企業・小規模事業者です。**  **助成率については、事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場は5分の4、事業場内最低賃金が1,000円以上の事業場は4分の3です（引上げ額のコース区分により助成額に上限があります）。**  **詳細については、熊本労働局ホームページの業務改善助成金専用ページをご覧ください。**  **【お問い合わせ先】**  **一般的なご相談：業務改善助成金コールセンター　　TEL：0120-366-440**  **具体的なご相談：熊本働き方改革推進支援センター　TEL：0120-041-124**  **【申請先】**  **熊本労働局雇用環境・均等室　業務改善助成金担当**  **〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階**  熊本働き方改革推進支援センターのご案内  **熊本働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援しています。「業務改善助成金」に関する各種お問い合わせ、申請支援等にも対応しております。**  **熊本働き方改革推進支援センター**  **〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階　TEL：0120-041-124** |